

多古町町保育士等養成修学資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設(以下「指定保育士養成施設」という。)に修学し、卒業後町内に所在する認定こども園その他の規則で定める施設(以下「認定こども園等」という。)において保育士又は保育教諭(以下「保育士等」という。)として勤務しようとする者に対し、予算の範囲内において保育士等養成修学資金(以下「修学資金」という。)を貸し付け、その修学を支援することにより、町内における保育士等の確保を図ることを目的とする。

(貸付対象者)

第2条 修学資金の貸付けを受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 指定保育士養成施設に修学する者
- (2) 指定保育士養成施設を卒業した後、町内に所在する認定こども園等において、規則で定める雇用形態により、5年以上保育士等として勤務しようとする者

(修学資金の併用)

第3条 町長は、この条例による修学資金の貸付けを受けようとする者が千葉県社会福祉協議会の実施する保育士修学資金の貸付けを併せて受けることを妨げない。

(貸付金額)

第4条 修学資金の貸付金額は、月額50,000円以内とする。ただし、修学資金の貸付けを受ける者1人につき2,400,000円を限度とする。

(利子及び貸付期間)

第5条 修学資金には利子を付さない。

- 2 修学資金の貸付け期間は、次条第2項の規定による貸付けの決定の通知において定められる月から指定保育士養成施設の正規の修学期間を修了する日の属する月までとする。

(貸付けの申請及び決定)

第6条 修学資金の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則の定めるところにより連帯保証人2名を立て、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、貸付の可否を決定し、その旨を申請者に通知しなければならない。

(貸付けの決定の取り消し等)

第7条 町長は、前条第2項の規定による修学資金の貸付けの決定を受けた者(以下「借受人」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による修学資金の貸付けの決定を取り消すものとする。この場合において、町長は、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを行わないものとする。

(1) 死亡したとき。

(2) 修学資金の貸付けを辞退したとき。

(3) 指定保育士養成施設を退学したとき。

(4) 修学資金を必要としない理由が生じたとき。

(5) 心身の故障のため修学の見込みがないと認められるとき。

(6) 偽りその他不正な手段により修学資金の貸付けを受けたとき。

(7) その他町長が修学資金の貸付けを受けることが不相当と認めるとき。

2 町長は、借受人が休学し、又は停学処分を受けたときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月分から当該事由の終了した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。

3 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を町長に届け出なければならない。

(1) 修学資金の貸付けを辞退するとき。

(2) 退学したとき。

(3) 休学し、又は復学したとき。

(4) 停学の処分を受け、又は当該処分が解かれたとき。

4 町長は、借受人が正当な理由がないにもかかわらず、規則の規定により提出すべきものとされた必要書類を提出しないときは、修学資金の貸付けを一時保留することができる。

(返還)

第 8 条 借受人は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間(前条第 2 項又は第 4 項の規定により貸付けを受けなかった期間は除く。)に相当する期間内に貸付けを受けた修学資金を返還しなければならない。ただし、当該返還について繰り上げて返還することを妨げない。

- (1) 修学資金の貸付け期間が満了したとき。
- (2) 前条第 1 項の規定により修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。
- (3) 前 2 号のほか、町長が返還の必要があると認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、借受人は、前条第 1 項第 6 号の規定に該当したことにより修学資金の貸付けの決定を取り消されたときは、貸付けを受けた修学資金を町長が指定する期日までに一括して返還しなければならない。

(返還の猶予)

第 9 条 町長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事由が継続する間、修学資金の返還を猶予することができる。

- (1) 第 7 条第 1 項第 2 号又は第 4 号の規定により貸付決定が取り消された後も引き続き指定保育士養成施設に在学しているとき。
- (2) 町内に所在する認定こども園等において、保育士等として就職するための活動をしているとき。(指定保育士養成施設を卒業した日の翌 4 月 1 日から起算して 1 年以内に限る。)
- (3) 次条第 1 号の規定による修学資金の返還の免除を受けると見込まれるとき。
- (4) 災害、疾病等のやむを得ない事由により返還が著しく困難になったと町長が認めるとき。

(返還の免除)

第 10 条 町長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該借受人(借受人が死亡した場合は相続人又は連帯保証人)の申請により、貸し付けた修学資金(既に返還したものは除く。)の全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 指定保育士養成施設を卒業した日から翌年の 4 月 1 日まで(期間の末日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に定める休

日(以下「休日」という。)に当たる場合は、その直後の土曜日、日曜日又は休日以外の日までとする。)に、町内に所在する認定こども園等において、規則で定める雇用形態により保育士等として雇用され、継続して5年間勤務したとき。ただし、災害、疾病、出産、介護その他やむを得ない事由により保育士等として従事できなかった期間があるときは、当該期間を除き通算して5年間勤務したときとする。

(2) 前号に規定する保育士等としての勤務中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(3) その他町長が必要があると認めるとき。

(返還の免除又は猶予の決定)

第11条 町長は、前2条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、返還の免除又は猶予の可否を決定し、その旨を申請者に対して通知するものとする。

(延滞利息)

第12条 借受人は、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還した日の法定利率による遅延利息を支払わなければならない。

2 町長は、借受人が修学資金を返還すべき日までに返還しなかったことについてやむを得ない事由があると認めるときは、前項の延滞利息を減免することができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。